○農林水産省告示第九百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年七月二十二日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　兵庫県豊岡市出石町奥山字南尾九の一、九の四、九の五、九の七、九の九、九の一三、字椿谷四二〇の一二から四二〇の一四まで、四二〇の一八

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年七月二十二日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　兵庫県豊岡市大篠岡字見開一四六から一五〇まで、一五一の一、一五一の二、一五二、一五三の一、一五三の二、一五四から一五六まで、一五七の一、一五七の二、一五八から一六四まで、一六六から一七〇まで、字上山一七一から一八一まで、一八二の一、一八二の二、一八三から二〇三まで、二〇四の一、二〇四の二、二〇五から二一〇まで、二一一の一、二一一の二、二一二から二一五まで、二一六の一、二一六の二、二一七から二二一まで、二二三から二二六まで、二二八から二三一まで、二三四から二三六まで、二六六の一、二六七から二八一まで、二八三から二八七まで、二八八の一、二八八の二、二八九の一、二九〇から二九五まで、二九七、木内字見開山一〇五〇の一、一〇五〇の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字上山二六二から二六六まで、二六六の一、二六七から二七六まで、二九〇から二九三まで、二九四（次の図に示す部分に限る。）、二九五、二九七

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年七月二十二日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　兵庫県養父市八鹿町三谷字家ノ上へ二三五の一、二三五の二、二三六の一、二三六の二、字ニンジ六五二、六五三、六五六、六五七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字家ノ上へ二三六の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年七月二十二日

農林水産大臣　石破　茂

一　㈠　解除に係る保安林の所在場所　山形県長井市平野字神尾四一六五の二一三・字濁り沢四一六六の五八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養

㈢　解除の理由　道路用地とするため

二　㈠　解除に係る保安林の所在場所　山形県長井市平野字西栃平下四一七二の一一（国有林。次の図に示す部分に限る。）、四一七二の一八・四一七二の二五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山形県庁及び長井市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二百四十八号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正する。

平成二十一年七月二十二日

経済産業大臣　二階　俊博

三の9の⑷のイ及びロ中「サモア」の下に「、サンマリノ」を加える。

三の9の⑷のハ中「モザンビーク」の下に「、ミャンマー」を、「サモア」の下に「、サンマリノ」を、「シリア」の下に「、タジキスタン」を加える。

三の9の⑷のニ中「セントルシア」の下に「、セントビンセント」を、「サモア」の下に「、サンマリノ」を、「台湾」の下に「、タジキスタン」を加える。

三の9の⑷のホ中「サモア」の下に「、サンマリノ」を、「台湾」の下に「、タジキスタン」を加える。

附　則

この告示は、平成二十一年七月二十二日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　三の9の⑷のハ、ニ及びホの改正規定（タジキスタンに係る部分に限る。）　平成二十一年八月五日

二　三の9の⑷のニの改正規定（セントビンセントに係る部分に限る。）　平成二十一年八月九日

三　三の9の⑷のハの改正規定（ミャンマーに係る部分に限る。）　平成二十一年八月二十日

○国土交通省告示第七百七十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十一年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年七月二十二日

国土交通大臣　金子　一義

一　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川等の名称

小糸魚川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道苫小牧市字糸井

二七七番一　一号から四十一号まで

二　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川等の名称

小泉の沢川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と五十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道苫小牧市字糸井

二七七番一　一号から五十八号まで

○国土交通省告示第七百七十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十一年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年七月二十二日

国土交通大臣　金子　一義